○農林水産省告示第九十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十八年五月十一日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年一月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号　第19516号
2　登録年月日　平成22年5月10日
3　農林水産植物の種類
Catharanthus roseus(L.)G. Don
4　登録品種の名称　フラッペ　スターダストラ イトピンク
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ミヨシ
東京都世田谷区八幡山2―1―8

1　登録番号　第19520号
2　登録年月日　平成22年5月10日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　サザンピロード
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番1号

1　登録番号　第19523号
2　登録年月日　平成22年5月10日
3　農林水産植物の種類
Erica L.
4　登録品種の名称　ピリープウインド
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
風間寿一
新潟県新潟市南区樋管981番地

○農林水産省告示第九十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十八年五月二十一日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年一月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号　第24325号
2　登録年月日　平成27年5月20日
3　農林水産植物の種類
Fragaria L.
4　登録品種の名称　もういろほっぺ3号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社角田十一セリー
愛知県―宮市萩原町萩原橋上14―1

○農林水産省告示第百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県土佐郡土佐町和田字ワトウチ三六二一のイ、字カゲ山三六六八のチの一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ワトウチ三六二一のイ・字カゲ山三六六八のチの一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県香美市物部町別府字米野八九・九〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字米野八九・九〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町地吉字東ノ窪一五三、字サコノヲク一六〇、字東裏一二九三の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東ノ窪一五三・字サコノヲク一六〇・字東裏一二九三の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字津留字妙見一三一七、一三二一の一、一三二二、一三二四の一、一三二六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字妙見一三二二・一三二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三二四の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町荻の草字下堀田五〇六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下堀田五〇六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。